

新型コロナウイルス（企業の一時閉鎖）

令和2年3月20日

【ポイント】

保健省は、国内全域における商業施設及び自然人並びに法人企業の一時的閉鎖を命じる政令を出しました。

【本文】

19日、当国保健省は、国内全域における商業施設及び自然人並びに法人企業の一時的閉鎖を命じる政令第500条を発出したところ、概要以下のとおりです。

- 1 国内全域における商業施設及び自然人並びに法人企業の一時的閉鎖を命じる。ただし、以下を例外とする。
 - (1) 以下に関わる生産、供給、商品化及び販売のチェーン
 - ア 食料（加工工場、梱包企業、輸送企業、スーパー、総合スーパー、食材店、飲食品の包装及び梱包企業）
 - イ 医薬品及び保健衛生商品（薬局）
 - ウ 治安関連機材
 - エ 建設資材（工具店、ガス・水タンクの製造及び供給）
 - オ 獣医及び農業関連商品
 - カ 医療チームの管理、運営及び派遣に関わる会社
 - キ 前述した全セクター商品に関する梱包及び物資の製造企業
 - ク 印刷所
 - ケ ランドリー
 - (2) 空港、船舶・航空機・港湾に対するサービス及びメンテナンス、高速道路、メトロ、MiBus、夜間外出禁止令において例外とされた機関・企業関係者の輸送、交通サービス及び修理に関わる企業、材木輸出、燃料及びガス輸送、自動車整備及び部品、燃料供給所及びガススタンド等の、陸海空全ての輸送、ロジスティックス及びパナマ運河に関連するもの
 - (3) セキュリティー分野関係者（民間管理会社を含む）
 - (4) 夜間外出禁止令に違反し身柄拘束された人の弁護を担当する弁護士
 - (5) デリバリーサービスないしテイクアウトの注文受付のみを行うレストラン
 - (6) 燃料の配給、供給及び輸送関連企業

(7) 銀行，金融機関，信用組合，保険，その他全ての金融サービス機関

(8) 公共サービス関連企業

ア 通信，交通

イ コールセンター

ウ ガソリンスタンド，液体燃料及びガスの供給チェーン

エ 電気，電力

オ エネルギーの生産，供給及び運営産業

カ 清掃

キ 生活用水の調達及び配給

ク 保健衛生

ケ 病院

コ 民間医院

サ 獣医院

シ 葬式，火葬及び墓地

(9) 建設業（コンクリート，セメント及びその派生物，石材の生産，供給，輸送を含む）

(10) 農作業を含む農牧業。飲食品の配送センターを含む農産品関連。

(11) 医療器具，医薬品，ワクチン，その他の公共衛生に関わる商品（それらの製造，補充，メンテナンス関係を含む）

2 コブレ・パナマについては，衛生監視網を設置すると共に，保健省による衛生監視ガイドラインに則った操業を行う。

3 本政令の違反者には罰則が課される。

4 本政令は，2020年3月20日午後11時59分より，30日間，有効とする。